

名誉会長	高島 宗一郎	福岡市長	委員	小早川 明德	福岡県中小企業経営者協会連合会 特命代表
顧問	小川 洋	福岡県知事		関内 健二	KBC九州朝日放送株式会社 代表取締役社長
	趙 廷元	駐福岡大韓民国総領事館 総領事		関 尚之	株式会社日本経済新聞社 常務執行役員西部支社代表
	李 天然	中華人民共和国駐福岡総領事館 総領事		山本 盤男	九州産業大学 学長
	ウェンディ・ホルデンソン	福岡オーストラリア総領事館 総領事		四島 司	公益財団法人福岡文化財団 理事長
	ジェイソン・R・クーバス	在福岡アメリカ領事館 首席領事		末永 直行	福岡国際関係団体連絡会(FUKU-NET) 会長
会長	末吉 紀雄	福岡商工会議所 会頭		山岡 三重子	福岡市七区男女共同参画協議会 西区代表
副会長	有川 節夫	九州大学 総長		荒野 畑 稔	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)福岡貿易情報センター 所長
	鎌田 迪貞	公益財団法人よかトピア記念国際財団 理事長		武田 正義	ラプエフェム国際放送株式会社 代表取締役社長
	森 英鷹	福岡市議会 議長		寺崎 一雄	建築家(元プータン・プロジェクト'89代表)
	川崎 隆生	株式会社西日本新聞社 代表取締役社長		ポンプラー・ロースワン	株式会社TNCテレビ西日本 代表取締役社長
	佃 亮二	財団法人福岡国際交流協会 理事長		稗田 慶子	タイ国政府観光庁福岡事務所 所長
監事	中尾 和毅	公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 副会長		竹島 和幸	社団法人福岡国際ミズの会 会長
	角川 敏行	社団法人博多港振興協会 会長		山崎 一樹	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長
委員	鄭 辰洙	韓国観光公社 福岡支社長		並田 正一	福岡市副市長
	永守 良孝	RKB毎日放送株式会社 代表取締役社長		宮川 政明	社団法人福岡貿易会 会長
	唐池 恒二	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長		酒井 武	株式会社朝日新聞社 西部本社代表
	宇田川 宣人	福岡文化連盟 副理事長		酒井 武	株式会社FBS福岡放送 代表取締役社長
	大石 修二	福岡市議会 副議長		檀原 利秀	福岡県信用農業協同組合連合会 代表理事 理事長
	大塚 基博	在福岡マレーシア国領事館 名誉総領事		佐々木 克	株式会社エフエム福岡 代表取締役
	田中 優次	西部ガス株式会社 代表取締役社長		河 夕 敬一	株式会社TVQ九州放送 代表取締役社長
	福田 知	株式会社福岡銀行 取締役常務執行役員		正木 計太郎	福岡市商店街百貨店量販店連盟 会長
	岩松 城	株式会社毎日新聞社西部本社 編集局長		瓜生 道明	九州電力株式会社 代表取締役社長
	河部 浩幸	株式会社九電工 代表取締役会長		河部 浩幸	財団法人福岡市体育協会 会長
	井川 隆明	株式会社読売新聞西部本社 取締役編集局長		田口 五朗	NHK日本放送協会福岡放送局 局長
	上保 憲幸	特定非営利活動法人福岡市レクリエーション協会 会長		末松 大和	社団法人福岡青年会議所 理事長
	久保 政史	インターローカルメディア株式会社 代表取締役		G.W. バークレー	西南学院大学 学長
	新藤 恒男	公益財団法人西日本国際財団 理事長		衛 藤 卓也	福岡大学 学長
	瀧田 喜代三	博多祇園山笠振興会 会長			

## 「福岡アジアマンス委員会」設置要綱

### (目的)

第1条 福岡アジアマンス委員会(以下「委員会」という。)は、市民のアジアに対する理解を深め、友好交流関係をより一層進めていくために、アジアの文化、芸術、学術を中心とした国際的な幅広いイベントを集中的に展開する「福岡アジアマンス」を推進することを目的とする。

### (事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。  
(1)福岡アジアマンスの事業推進に関すること。  
(2)福岡アジアマンスの広報宣伝事業に関すること。  
(3)その他前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、福岡アジアマンス事業に協賛・賛同する者で委員会の承認を得た者をもって組織する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。  
(1)会長 1名  
(2)副会長 若干名  
(3)監事 2名

### (役員選任)

第5条 会長は、委員が互選する。  
2 副会長及び監事は、会長が委員会の同意を得て選任する。

### (職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。  
3 監事は、委員会の会計を監査する。

### (任期)

第7条 役員は、再選されることができる。  
2 役員は、再選されることができる。

### (その他の役員)

第8条 委員会に名誉会長、顧問を置くことができる。

### (実行委員会)

第9条 委員会の円滑なる事業推進を図るため、委員会の承認を得て実行委員会を置くことができる。

### (会議)

第10条 委員会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

### (議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### (経費)

第12条 委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。  
2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (事務局)

第13条 委員会の事務局は、当分の間、福岡市経済観光文化局に置く。

### (雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 1 この要綱は、平成24年7月16日から施行する。  
2 設置当初の委員は、別表のとおりとする。

附 則 この要綱は、平成3年6月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。